

# ASAHI NEWS

令和5年9月11日  
第162号

朝日税理士法人 城南支社  
TEL:03-3700-3331  
FAX:03-3700-8942  
<http://www.asahitax.jp>



## ■ ■ ■ 9月の主な予定 ■ ■ ■

### 税務・会計

10月2日：3月決算法人の中間決算日

### 経営・経済

9月13日：第3四半期の法人企業景気予測調査(財務省・内閣府)

9月20日：貿易統計発表(財務省)

9月21日：日銀金融政策決定会合(日銀、22日まで)

9月21日：4～6月期の米経常収支発表(米・商務省)

9月22日：植田和男日銀総裁会見(日銀)

9月22日：全国消費者物価指数発表(総務省)

9月28日：4～6月期の米GDP確定値(米・商務省)

9月29日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



## 「自筆証書遺言保管制度」

2020年7月より、法務局において**自筆証書遺言を保管する制度**が始まりました。今回はこの制度について解説いたします。

### 遺言の種類

遺言書には「**自筆証書遺言**」と「**公正証書遺言**」等があります。

公証人という法律の専門家が作成する「公正証書遺言」が安心ですが、費用や手間がかかることから、自分で書く「自筆証書遺言」で遺言を残す方も多くいらっしゃいます。

この「自筆証書遺言」の紛失や改ざん等のリスクや、相続人に発見されないおそれなどの問題点を解消する制度がこの「自筆証書遺言保管制度」です。

法務局に保管を申請しますが、その保管申請手数料は3,900円、遺言書情報証明書の交付請求手数料は1,400円です。



	自筆証書遺言(民法968条)		公正証書遺言
	法務局の保管制度利用なし	法務局の保管制度利用あり	
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言者本人(15歳以上)が遺言書の全文(財産目録を除く)、日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することができる。</li> <li>証人は不要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>公証人関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う。</li> <li>公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性確認、遺言内容の助言等を行う。</li> <li>遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合、公証人が出張して作成できる。</li> </ul>
保管方法	適宜の方法で保管	法務局で保管	公証役場で保管
費用	不要	保管申請手数料は1件3,900円	財産の価額に応じた手数料がかかる。
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
死亡後の通知制度	なし	あり	なし

出典：法務省民事局「自筆証書遺言書保管制度のご案内」

### 本制度のメリット

#### ① 遺言書が法務局において適正に管理・保管されること

遺言書の保管申請時には、民法の定める自筆証書遺言の形式に適合するかについて、遺言書保管官の外形的なチェックが受けられ、遺言書が方式不備で無効になることを防ぎます。また、原本に加え、**画像データとしても長期間適正に管理されます。**



#### ② 家庭裁判所における「検認」が不要なこと

この保管制度を利用していない「**自筆証書遺言**」の場合は、「**検認**」が必要です。  
※遺言書の検認とは…遺言書の保管者又はこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「**検認**」を請求しなければなりません。



#### ③ 相続開始後、相続人等の方々は、法務局において遺言書を閲覧したり、遺言書情報証明書の交付が受けられること

データでも管理しているため、遺言書の原本が保管されている遺言書保管所にかかわらず、全国どここの法務局においても、データによる遺言書の閲覧や、遺言書情報証明書の交付が受けられます(遺言書の原本は、原本を保管している遺言書保管所においてのみ閲覧可能)。



#### ④ 通知が届くこと

##### ● 関係遺言書保管通知

相続人のうちのどなたか一人が、遺言書保管所において遺言書の閲覧をしたり、遺言書情報証明書の交付を受けた場合、その他の相続人全員に対して、遺言書保管所に関係する遺言書が保管されている旨のお知らせが届きます。

##### ● 指定者通知

遺言者があらかじめこの通知を希望している場合、その通知対象とされていた方(**遺言者1名につき、一人のみ**)に対しては、遺言書保管所において、法務局の戸籍担当部局との連携により遺言者の死亡の事実が確認できたときに、相続人等の方々の閲覧等を待たずに、遺言書保管所に関係する遺言書が保管されている旨のお知らせが届きます。

※参考URL 法務省「自筆証書遺言書保管制度」 [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

### 注意事項

**この制度はあくまで保管だけの制度です。**法務局で外形的にチェックを受けることはできますが、保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。また、遺言の内容についての相談もできません。

遺言の作成は、遺言執行者の指定や補充遺言(予備的遺言)などの検討事項も多く、一般の方にとって遺言書を漏れなく作成するのは難しいと思われるので、その点が心配な場合には、専門家に相談して作成することをお勧めします。

## 事業計画策定について

今月のテーマは事業計画策定についてです。経営環境の変化に対応し、課題解決と企業価値の持続的な成長を実現するためには、**事業戦略や経営計画の策定が必須**となります。会社として向かうべき方向性の明確化、事業環境の変化への即時対応・軌道修正が主な目的と言えます。より具体的に事業計画の策定が有用であるお客様は次の通りです。

### このようなお客様に

事業再生、戦略策定、融資目的、M&Aに備えてなど、様々なケースがございます。

- ▶ 本業を取り巻く事業環境が厳しく、事業再構築を検討している。
- ▶ 進むべき方向を社内外に示す必要性を感じている。
- ▶ 再生の局面などで、金融機関から事業計画の提出を求められている。
- ▶ 将来の事業承継に備えて、将来の目指すべき姿を見える化したい。
- ▶ 将来のM&Aに備え、成長戦略を数値化したい。



### 具体的な内容

策定には、専門的な知識が必要となるケースがございます。

- ▶ 財務デューデリジェンス、事業デューデリジェンス(+現状分析)
- ▶ SWOT分析(強み/弱み/機会/脅威)、損益分岐点分析を通じた事業戦略策の策定
- ▶ 中期経営計画(3年~5年)の策定  
貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、タックスプランニングなど
- ▶ 実施計画を含む単年度の予算管理計画の策定
- ▶ 金融機関ごとの借入金返済計画策定



### 事業計画イメージ

#### 《数値計画・具体的施策》

【数値計画の概要】

	直前期	計画0年目	計画1年目	計画2年目	計画3年目
	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
売上高	45,000	42,000	44,000	44,000	44,000
営業利益	▲12,000	▲480	900	1,200	1,500
経常利益	▲16,000	▲3,500	▲2,100	▲1,800	▲1,500
当期利益	▲16,200	▲3,600	▲2,200	▲1,900	▲1,600
減価償却費	9,000	3,000	2,700	2,400	2,100
税引前(営業利益+減価償却費-法人税等)	▲7,000	▲700	400	480	500
現預金残高	1,900	800	700	700	700
金融機関借残高	103,000	102,500	102,000	101,500	101,000
資本性借入金					
運転資金相当額	30,500	26,000	27,000	27,000	27,000
差引要借借残高	72,500	76,500	75,000	74,500	74,000
CF倍率	▲10.4	▲109.3	▲87.5	▲85.2	▲148.0
純資産額(税引)	▲32,000	▲35,800	▲58,000	▲60,000	▲61,000
純資産額(実態:金融支援後)	▲41,000	▲47,800	▲48,800	▲51,700	▲53,361

【経営計画に関する具体的施策内容及実施時期】

項目	課題	実施時期	具体的な内容
1	店舗ごとの収益管理	不採算店舗見直し	2024年1月 不採算店舗撤退
2	支払い家賃の抑制	本社移転先の選定	2024年3月 本社移転
3	役員報酬の削減	既存役員の見直し	2024年6月 役員報酬削減による経費削減
4	適正人員の見直し	不当解雇の訴え	2024年1月 撤退店舗従業員の解雇
5	営業活動強化による販路拡大	新規の得意先の拡大方法	2024年1月 2025年3月期に向け、+2,000万円を目標とする。新規業種は、口コミや過去取引のあった先を重点的に回る。

左図は、事業計画の一部になります。

具体的な戦略のない事業計画は、数値ありきのものとなってしまい、達成へ向けた方策が不透明なまま、現場に混乱をもたらすだけのものとなりかねません。

必ず、戦略とセットで作成する必要があります。自社の計画であることを自覚し、実行に移すことが重要です。

ぜひこの機会に事業計画を策定し、事業のさらなる飛躍にご活用されてみてはいかがでしょうか。作成にご興味のある方は、弊社担当者までご相談下さい。